

この書類を県税事務所に提出すると、自動車税の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

様式第 1 号 (平成 29 年 8 月 28 日改正)

自動車税過誤納金の還付請求権譲渡通知書

茨城県 県税事務所長 殿

《譲渡人（納税義務者）》

年 月 日

住 所（所在地） 〒 -

氏 名（名 称）

代表者名

連絡先（電話番号） () -



私は、次の過誤納金（還付加算金を含む）に係る還付請求権を下記の譲受人に譲渡しましたので通知します。

譲受人	住 所 (所在地)	〒 -													
	氏 名 (名 称)	フリガナ						連 絡 先 (電話番号)	() -						
過誤納還付金	自 動 車 の 登 録 番 号							税金の年度 (課税年度)	還付の発生事由及びその年月日						
	水 戸 土 浦 茨 城 つくば				かな					年度	年 月 日	1 抹消 2 超過納付 3 その他 ()			

注意事項

- ① この書類は、還付原因の発生した日から1週間以内に提出してください。また、還付の発生が確認できる書類(抹消登録や非課税であること等が確認できる書類)を添付してください。
- ② この書類は、必ず**譲渡人(納税義務者)が自署し、登録印(実印)を押印のうえ、印鑑証明書(原本で発行日から3か月以内のもの)**を添付してください。
- ③ 譲渡人の住所・氏名が車検証と異なる場合は、住民票謄(抄)本・戸籍謄(抄)本・商業登記簿謄本等(発行日から3か月以内のもの)の変更の事実が確認できる書類を添付してください。また、2週間以内に納付された場合には、領収証書の写しも添付してください。
- ④ 「自動車税減額賦課決定通知書」及び「自動車税過誤納金還付(充当)通知書」は、譲渡人(納税義務者)へ送付します。
- ⑤ この書類を提出されても、県税の未納の徴収金がある場合は、地方税法第 17 条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当されることがあるため、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しません。
- ⑥ 上記過誤納金について口座振替を希望される場合は、右記の口座振替申出欄に記入してください。
- ⑦ 提出先は裏面の管轄県税事務所をご参照ください。

口 座 振 替 申 出 欄			
金融機関名	金庫 銀行 本・支店 信用組合		
金融機関コード			
支店コード			
口 座 種 別	1. 普 通 2. 当 座		
口 座 番 号	No.		
フリガナ			
名義人氏名			
※譲受人名義の口座に限ります。			